

焼津文化会館舞台設備等操作業務仕様書

この仕様書は、焼津文化会館 大・小ホールの舞台設備、舞台音響設備、舞台照明設備等の操作が安全かつ効率的に行われ、舞台進行の安全が図られ、文化会館の設置目的である。市民の芸術文化の振興を図るとともに福祉の増進に寄与することが達成されるように委託業務の実施に必要な事項をまとめたものである。

契約履行期間 2024年4月1日から2029年3月31日

1 委託業務の実施人数及び勤務時間

(1) 実施人数

ア 受託者（以下「乙」という。）は委託業務を行うため、焼津文化会館に舞台技術者、音響技術者、照明技術者を計4名（平均経験年数2年以上）を標準従事させる。（うち主任技術者1名は経験年数5年以上）

また、1名は、舞台機器調整技能士2級以上の技術者とする。

イ 乙が委託業務に従事させようとした人員に不足を生じた場合、乙は直ちにその責任において、これを補充しなければならない。

ウ 乙は標準人員を超過して委託業務を行う場合は、委託者（以下「甲」という。）の承諾（委託業務計画書提出時に臨時技術員及び氏名の報告）を得て行なう。

エ 臨時技術員については 年間150人工を基本とする。

臨時技術員の単位は毎年年度末で精査し増減を変更契約するものとする。

オ 業務に支障がなければ、標準人員を甲の承諾を得て変更することができる。この場合の減員分は、清算対象としない。

(2) 委託業務を実施しない日

委託業務を実施しない日は、休館日（月曜日、月曜日が祝日等の場合は翌平日）、年末年始休館日及び甲の指示する日とする。ただし、甲の指示がある場合は、他の日に振り替えるものとする。

(3) 技術者の勤務時間

通常、午前8時30分～午後5時15分とし、催し物がある場合は、催し物の準備から終了するまでとする。

2 委託業務実施に当つての一般的心得

乙は、委託業務に従事する技術者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

(1) 公の施設であることをわきまえ、声高を慎み、静粛にて文化会館の品位を傷つけないよう言動に注意しなければならない。

(2) 来館者に対して親切丁寧を旨とした対応をし、不親切の念を与えないよう注意しなければならない。

(3) 業務上に関連する法令等を厳守しなければならない。

(4) 火災、盗難、事故等の防止に努めなければならない。

(5) 火災、その他異常事態発生の際は、直ちに消火活動等を行うものとする。また、復旧作業等を行う際は、全面てきに協力しなければならない。

(6) 地震警戒宣言又は、地震等の災害発生時においては、焼津文化会館消防計画および地震

防災マニュアルに従い、行動しなければならない。

- (7) 業務上知り得た、甲及び他の秘密事項は、第三者に漏洩してはならない。

3 主任技術者の責務

- (1) 技術者を代表し、全技術者を総括する。
- (2) 技術者の業務区分を定め、その区分を甲に報告すること。
- (3) 毎朝、甲の定める時間に甲の職員と事務連絡を行い、その指示に従うこと。
- (4) 技術者の出退勤について、正確に記録簿に記録させること。
- (5) 委託業務の実施上、突発的に業務を処理する必要のあるときは、これに即応できるよう常に、全技術者の所在を把握しておくこと。
- (6) 甲の指示する事項を全技術者に周知徹底させるとともに、直ちにこれを実施すること。
- (7) 主任技術者が不在のときは、技術者の中から代理人1名を選任し、主任技術者の業務を代行させる。
- (8) 業務日誌を作成し、毎日甲に提出すること。

4 業務内容

- (1) 照明・音響・舞台関係
 - ア 設備及び機械類の使用時における操作、配置、格納等の不使用時における整備、管理、簡易修繕等
 - イ 備品、消耗品類の使用時における配置、格納等と不使用時における整備、管理、簡易修繕等
 - ウ 専門業者による定期保守点検及び修繕等の立会い
 - エ 機材持込時の搬入及び準備・本番・撤収時の安全管理
 - オ 上記に付帯する一切の業務
- (2) 事前打合せ関係
 - ア 使用者との事前打合せに同席すること。
 - イ 使用者に必要な助言を与え、打合せ結果に基づいての打合せ表の作成。
- (3) ホール施設の管理
 - 客席、ホワイエ、楽屋等の管理に関しても使用者の指導監視し安全管理に努める。
- (3) その他、甲が別に指示する業務

5 委託業務の引継ぎ

- (1) 乙は契約開始日より円滑に業務を遂行するため、甲と協議し前の受託者から業務の引継ぎを受けるものとする。
- (2) 乙は契約の満了時または契約の解除があった時は、次の受託者が適正な管理業務を行えるまで、乙は無償で対応するものとする。

6 損害賠償

- (1) 乙は、委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害についての責めを負うものとする。
- (2) 委託業務の実施に当たり、乙又は乙の技術者に損害を生じても甲は、その責任を負わない。

7 この仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、甲・乙双方で協議の上処理するものとする。